

第百七十七回国
参議院厚生労働委員会會議録第十八号

平成二十三年七月二十八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

七月二十七日

辞任

衛藤 晟一君

補欠選任

中曽根弘文君

七月二十八日

辞任

中曽根弘文君

補欠選任

衛藤 晟一君

出席者は左のとおり。

委員長

津田弥太郎君

理事

足立 信也君

長浜 博行君

石井 準一君

藤井 基之君

山本 博司君

委員

梅村 聡君

大塚 耕平君

川合 孝典君

小林 正夫君

谷 博之君

辻 泰弘君

西村まさみ君

森 ゆうこ君

赤石 清美君

石井みどり君

衛藤 晟一君

大家 敏志君

高階恵美子君

中村 博彦君

三原じゅん子君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

国務大臣

厚生労働大臣

副大臣

厚生労働副大臣

大臣政務官

文部科学大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

農林水産大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

厚生労働大臣官房年金管理審議官

厚生労働省健康局長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省年金局長

経済産業大臣官房政策評価審議官

環境大臣官房長 谷津龍太郎君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出、第百七十六回国会衆議院送付)(継続案件)

○委員長(津田弥太郎君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、衛藤晟一君が委員を辞任され、その補欠として中曽根弘文君が選任されました。

○委員長(津田弥太郎君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、厚生労働省年金局長榮畑潤君外六名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(津田弥太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(津田弥太郎君) 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石井準一君 おはようございます。自由民主党

の石井準一でございます。

マニフェストの見通しの甘さに対する認識からお伺いをしたいと思います。

民主党が政権交代を実現した二〇〇九年の総選挙で掲げたマニフェストについて、先週二十一日、岡田幹事長が見通しの甘さを認め謝罪をされました。翌二十二日には、菅総理が参議院予算委員会で、財源に関してや見通しが甘かった部分もあった、不十分な点があったことについては国民の皆さんに申し訳ない、おわびを申し上げたいと述べ、マニフェストの主要な政策を見直す可能性についても言及をされております。

細川大臣も、このマニフェスト策定時における政策の必要性、財源の検討、実現の見通しなどについて検討が不十分だった、見通しが甘かったという考えはあるのかどうか。また、本日は年金確保支援法案の審議であります。特に、年金関連施策の必要性、財源、実現の見通しの甘さについて、細川大臣はどのように考えているのか、まずはお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

今、石井委員が御指摘になられたこのマニフェストにつきまして、先日、岡田幹事長が、マニフェストの検証作業におきまして、見通しが甘かったというところで陳謝するというような発言をされたという部分は承知をいたしております。私もそういう部分があったというように思っているところでございます。

マニフェストにおきましては、特に社会保障関係の部分、特に年金について申し上げれば、新しい年金制度の創設、あるいは紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせに取り組むということを掲げていたところがございます。このうち、新しい年金制度につきましては、今般の一体改革の成果

では、その方向性と骨格を示しまして、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進めて実現に取り組みこととしたところでございます。また、紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせにつきましては、昨年の十月から日本年金機構におきまして作業を開始をいたしたところでございます。現在、全国で二十九か所に作業拠点を設けまして、約一万八千人体制で突き合わせ作業を実施していると、こういう取組を進めているところでございます。

今後は、せんだって取りまとめられました社会保障と税の一体改革の成案等に基づきまして、民主党のマニフェストの検証作業、この動向も踏まえながら、引き続き年金制度の改革や年金記録問題等に取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

○石井準一君 細川大臣のお考えの中にも見通しが甘かったという認識があるやうかがわれました。その場合は、やはり国民に対して素直に謝罪をし、マニフェストの政策を見直す必要性、またそうしたものをしっかりと早急に取り組んでいただく要望をいたす次第でございます。

次に、紙台帳記録とコンピュータ記録との全件照合について伺いをいたします。

まず、全件照合の現状について概要の説明、そして全件照合は現在どの程度まで進んでいるのか、国民にとって分かりやすいように説明をお願いします。

○政府参考人(石井信芳君) お答え申し上げます。

お尋ねのございました年金記録に係る紙台帳等とコンピュータ記録の突き合わせ事業、この趣旨は、かつて年金記録、これはいわゆる紙で、紙台帳で管理しておりました。そういう時代が長く続いておりましたが、ある時点をもちましてそれらをコンピュータ記録に移し替えて、コンピュータ記録の上で管理をしていくという変遷をたどってきた歴史がございます。その過程におきまして紙台帳の記録が正しくコンピュータ記

録に移し替えられていない事例というのが存在するということが判明しましたものですから、現在、年金機構におきまして紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせ作業を行い、両者の記録の一致、不一致、その確認作業を進めておるという趣旨のものでございます。

これは、昨年の十月に全国に先駆けて年金機構が東京に作業拠点、これをスタートさせましたものを皮切りに、順次作業拠点を拡大をできております。一番新しい時点で申し上げますと、全国の作業拠点、二十九か所でございますが、こちらの方で、総人員数約一・八万人体制と私も申し上げておりますが、そういった陣容で作業を進めておるといのが現状でございます。

これまでのその突き合わせ作業の結果ということで御報告申し上げますと、本年五月末段階の数字でございますが、四百一十五万五千六百九十九人の審査、これが終了したというのが五月末段階の数字でございます。この四百一十五万五千六百九十九人のうち、紙台帳とコンピュータ記録が一致しておった方ということで数字を申し上げますと三百九十八万四千四百五十五人、また両者の内容に不一致があったという方の人数が三万一千二百十四人と、こういう状況でございます。

○石井準一君 私は、紙台帳記録とコンピュータ記録との全件照合については特に見通しが甘かったのではないかと考えております。

全件照合については、これまで平成二十二年、二十三年で集中的にやっていく、そして一期四年のうちに全件照合するというところで進められておりました。この方針には今も変更がないのか、それともマニフェスト見直しの対象に入るのか、お伺いをいたします。

○大臣政務官(岡本充功君) 今御指摘のありました紙台帳、年金記録に係る紙台帳等とコンピュータ記録との突き合わせ事業につきましては、先ほど御報告をさせていただきましたとおり、全件照合を開始をしておるところでございますが、この作業の実施状況やサンプル調査の結果を取りま

とめて公表し、現在、民主党において説明をさせていただき、御議論をさせていただいておるところでございます。

今後の進め方につきましては、こういった議論を踏まえながら対応をしていきたいと、このように考えております。

○石井準一君 この全件照合については、費用対効果を調査をし、結果を公表したことは評価いたします。しかし、その結果、全件照合を断念する方向で検討に入ったという報道もなされました。

確認でありますけど、厚生労働省としてマニフェストの柱である全件照合を断念することはないということでしょうか。

○大臣政務官(岡本充功君) 先ほどお話をさせていただきまして、いわゆる紙とコンピュータ記録との突合、これを開始をするという意味では開始をしたところでありまして、御紹介をいただきましたように、サンプル調査を公表しましたわけでありまして、これを受けて、どういうような作業手順でやっていくとか、効率化をどうできるか、これ一件当たりの大体コストが三千四百円と、こう公表したわけでありまして、この三千四百円を更にコスト圧縮ができないかと、こういったことも努力しなきゃいけないと思っておりますし、様々な形で民主党内で御議論をいただいていると、このように理解をしております。

○石井準一君 そもそも全件照合は、国民の年金制度に対する信頼を回復するために行うということではあらずであります。そのように決めたからには、断念せずに最後までやっていただきたいと思っております。

費用対効果の調査結果を受け、全件照合の進め方を変更する予定はあるのか、今後の全件照合の進め方について、改めて所見をお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(岡本充功君) せっかくこのサンプル調査をしたわけですが、このサンプル調

査を受けて、どのような作業をどのような手順でこの事業を進めていくかということをやはり検討する必要はあるんだろうというふうに考えています。

いずれにしても、マニフェストに書かせていただいたとおり、紙台帳等とコンピュータ記録の突合を開始をし、実施をしているということは御理解をいただきたいと思います。

○石井準一君 予算には限りがあるわけでありまして、限られた予算を効率的に使うよう、合理的な照合の進め方を改めて検討していただくようお願いを申し上げます。

次に、本年一月から全国、これは国会でも大きく取り上げられた問題が運用三号の問題であります。

この運用三号問題は、国民の年金制度に対する信頼を失わせる原因の一つにもなりました。国民からの信頼を一刻も早く回復するためにも、細川大臣は国民を混乱させたということに対し改めて謝罪をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) この御指摘のありました運用三号の問題につきましては、国会でもいろいろと御指摘がございました。これ、法的には許されないものとは私も考えておりませんけれども、しかし、この委員会でも議論もありました。また、その他の委員会でもいろいろ皆さん方から御指摘やら御提言もいただいたところでありますけれども、私としては、いろいろ考えた末に、これは廃止をするということの結論に至りました。そして、この三号被保険者の不整合記録問題につきましては、改めて法律による抜本的な改善策、これに対応していくと、こういうことを決断をいたしましたところでございます。

こういったいろいろと一連の経過の中で国民の皆さん方いろいろな御心配を掛けられた面がたくさんあったというふうに思っております。私としては大変申し訳なく思っているところでございまして、今後、法案提出に向けて、政府としての

また、委員が御提言をされました法案についての各党とのいろいろな協議、こういうことも私は

この三つの柱の意味するところは、当面の年金に関する取組の方向性は業務運営の効率化を図りつつ現行制度の改善を図ることと考えられるが、そのような理解でいいのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(細川律夫君) 今委員からお話がありましたこの一体改革、その中でも、新しい年金制

細川大臣は、就任の挨拶におきまして、党派を
超えて国民的な議論を行い、平成二十五年度の法
案提出を目指すと言言をされましたが、そのスタ
ンスに変わりはないのか、具体的な検討は進んで

しかし、これは、年金制度はやはりかなり長期間にわたって、そのときの与党、そしてそのときの野党が指摘した事項、これの双方にかかわる解決を目指していかなければいけないという意味においては、新しい年金制度も私はどんなことが

あつてもこれを政争の具にしてはならないというふうに出ておられます。

したがって、二十五年度に予定どおり私どもが法案を出させていただく大前提は、長い間の蓄積の問題として年金制度にゆがみが生じている以上は、是非、政争の具にすることなく、野党の皆さんとも十分な協議をした上での法案提出という形を取らせていただければ、二十五年度に何としても法案を提出すると、そしてそれを目指すということに堅持をしてまいりたいというふうに出ておられます。

○石井準一君 今、大塚副大臣の方から、新たな年金制度について平成二十五年度までに法案を提出する、その努力をしていきたいという決意をお伺いをさせていただいたわけですが、税・社会保障一体改革案での工程表においては提出のスケジュール、試算について言及されていないのはなぜか、改めてお伺いをいたします。

○副大臣(大塚耕平君) まず、技術的な問題から申し上げれば、新しい年金制度への移行は、今の受給資格の取得加入期間である四十年というものを大前提にすれば完全移行には四十年掛かりますので、制度発足当初の所要財源は非常に小さいという点も技術的にはございます。したがって試算をお示ししていないという面もございしますが、それ以上に、この前の答弁で申し上げさせていただきように、試算をお示しするということはその前提となる年金制度をお示するというところでありますので、この年金制度のところでは与野党の間で十分な合意がなされてこそその試算が意味を持つものというふうに出ておられますので、そういう観点から、今回は、先ほど大臣が申し上げました、現行制度の見直しにかかわる試算をお示ししつつ、新制度についてはその考え方と今後の道行きをお示しさせていただいたという趣旨でございます。

○石井準一君 新年金制度に関する具体的像は依然不明確な状態のままであるというふうに出ておられます。平成二十三年の今、具体的

な姿が示されていない状況で本日に平成二十五年度に法案提出がなされるのか、非常に疑問に思うわけがあります。年金制度は課題が山積みであり、議論は当然一筋縄ではないであろうという点も、今、大塚副大臣の方から述べられました。

超党派での議論や国民的な議論を開始するに当たり、具体的な制度設計を早期に明示する必要があるのではないかと、思うわけですが、年金改革に関する超党派での議論は具体的にいつから始めるのか、また、新年金制度の創設にかかわる今後の具体的なスケジュールについて分かる範囲で示していただきたいと思ひます。

○副大臣(大塚耕平君) 現状では、超党派ということでございますので、今厚生労働省としての私どもが申し上げる立場にはなく、これは公党である与野党で御議論をいただければ幸いだと思います。

しかしながら、これまでの答弁の繰り返しになつて恐縮でございますが、これは今後も政権交代が起り得るということを前提に考えますと、年金制度は時の与党、時の野党それぞれにその後の行動を制約する非常に難しい問題であります。だからこそ、この与野党協議を始めるに当たっては、年金制度は政争の具にしないということを前提に、そのことを前提に二十五年度に法律を出し、ましようということになれば、それは恐らく自民党、公明党、民主党、あるいはその他の党で超党派の議論が速やかに行われるものと期待をいたしております。

いずれにいたしましても、私どもの立場としては、いかなる状況になつても、話が進み始めたときには速やかにその姿をお示しできるように万全の準備をもう既に進めていること自体は事実でございます。

○石井準一君 改めまして、しっかりと取り組んでいただきたく要望を申し上げます。それでは、法案関連の質問に移らせていただきます。

今回の国民年金法の一部改正では、国民年金保険料の納付可能期間を二年から十年へと延長する措置が盛り込まれております。納付可能期間の延長をした趣旨について改めて説明をお願いします。

○国務大臣(細川律夫君) 今、国民年金の保険料の納付率といいますが、そういうのがだんだん下がつてきております。いろいろと収納対策については、強制徴収の強化とかあるいは口座の振替とか、そういう推進をしておりますけれども、やはりなかなか低下傾向にございます。そういう中であつて、やはり将来の低年金、無年金を防止するために、できるだけ保険料を納付しやすいような、そういう取組が重要だと考えております。

そういう問題意識の下に、後から保険料を納めたくても、二年間、これを超えたら納められない、こういうことを何とか改善をしてほしいという国民の声もこれまでございました。そういうことも踏まえまして、保険料を納める機会をより多く提供するという点によりまして、低年金、無年金、こういうことが発生することを防止をしていく、こういう観点から、これまでの納付可能期間を二年であつたものを十年に延長する、こういう提案をしていてございまして、納付可能期間を延長するということによりまして、過去三年から十年以内で未納期間がある方は現行制度では納められない期間の分を遡つて納付ができるということになります。

そこで、それでは、この制度を二年から十年に延長した場合、どの程度の利用者数が見込まれるかと、こういうことにつきまして簡易なサンプル調査を実施してみました。そうしましたら、最大で約千六百万の方が遡り納付で年金額が増える、増やすことができる、こういうこと、また、最大で四十万人の方が遡り納付をすることによって将来無年金にならずに済むということを見込んでいてございまして、

また、同じサンプル調査によりまして、六十五歳以上の方で年金ももらえない方、そういう方が過去十年間の未納期間を遡つて納付すれば受給資格期間の二十五年を満たして年金が受けられるようになる、そういう方が最大八千人おられると、こういうことを見込んでいます。

○石井準一君 法案の趣旨の通り、遡る期間が十年なのか三十年なのか、より多くの方が救済対象となる期間は何年かを知るためにはやはりサンプル調査をすべきだったのじゃないか。十年に遡つた場合のサンプル調査だけしかなかった理由についてお伺いをいたします。

○副大臣(大塚耕平君) まず、委員から昨年の十一月に質問主意書で、十年以上の期間のサンプル調査について御下問をいただきました。ありがとうございました。そして、その際には、例えば二十年、三十年、四十年のサンプル調査はなかなか困難である旨をお答え申し上げましたが、そのこと自身は、限られた期間内でお答えすることが実務的に難しいということも踏まえてお答えをさせていただきました点は御了承ください。

その上で、仮に十年前までではなく二十年前まで遡つた納付を認める場合には、六十歳から六十五歳の五年間の任意加入期間も考慮いたしますと誰もが年金受給資格の二十五年を満たせるようになってしまふので、そういう意味では、十年とかあるいは十五年という単位でのサンプル調査は有意なデータとなり得ますけれども、二十年以上ということになりますと全員が対象となり得るということになりますので、サンプル調査としての有意性は余り高くないという観点から、現在のような対応をさせていただいております。

○石井準一君 この法案の趣旨は、保険料を納めやすくすることで無年金、低年金にすることを防止するという趣旨、これには私も大賛成であるわけですが、逆に、衆議院において納付可能期間の延長措置を三年間の時限措置とする修正が行われました。この三年間の時限措置という修正を行った理由についてお伺いをいたします。

○委員長(津田弥太郎君) 大塚副大臣。(発言す

る者あり)

○石井準一君 この件は結構です。

先般、平成二十二年に於ける国民年金保険料の納付率が公表されました。納付率は過去最低の五九・三％であったと新聞報道でも確認をしております。国民年金保険料の納付率低下の要因をどのように分析しているのか。また、この三年間の時限措置とはいえ、後でまとめて納付すればいいというような追納可能期間の延長による保険料納付意識の緩みが国民年金保険料の納付率低下にも影響を与えるおそれがあると思うわけでありま

す。そこで、毎月しっかりと国民年金保険料を納付するということが基本原則であるということの周知徹底が非常に重要となるわけですが、周知徹底のための政府の対応策をお伺いをしたいと思います。

○副大臣(大塚耕平君) 先ほどの前段の御質問は、法案提出者がいらっしゃいませんので大変申し訳ございません。

その上で、今の御質問でございますが、まず納付率の低下の要因といたしましては、一番大きくかつ蓋然性が高いと思われるのは、年齢構成の変化によりまして、他の世代に比べて納付率の高い高齢者の皆さん、五十五歳から五十九歳の皆さんなどが第一号被保険者全体に占める割合が低下していること、このことが納付率の低下に影響を与えているのではないかとこのように思っております。もちろんそれ以外にも、そもそも年金制度に対する信頼の低下から国民の皆さんが納付を積極的に行ないたい状況を生み出しているということも反省しなければならぬというふうに思っております。

その上で、今後の納付率向上の策でございますが、これはやはり、特に納付率の低い若い年齢層の皆さんへの対策として、大学における相談会や卒業生に対する周知活動を行うなど、年金制度への理解を進めていただく活動をしつかり行つてまいりたいというふうに思っております。また、そ

の際には、免除対象となり得る低所得者に対する免除制度の周知徹底、あるいは負担能力がありながら納付しない高所得者への強制徴収の推進など、しかるべき対応も行いつつ、納付率の向上に努めさせていただきたいと思っております。

○石井準一君 自身は、納付率低下の一つの要因といたしましては、年金制度及び行政組織に対する国民の不信感、不安感が考えられると思ひます。過去最低の保険料納付率を更新する現状では、公的年金制度に対する国民の信頼が回復をしたとは言えないのではないかとこのように思ひます。

今回の改正が国民年金保険料の納付に影響を与え、低下に拍車をかけるようなことがあつてはならないと思ひます。国民年金保険料を毎月しっかりと納付することが基本であることを周知徹底していただき、国民の信頼回復、ひいては国民年金保険料納付率の回復に努めるよう努力をしていただきたくお願いを申し上げる次第でございます。次に、確定拠出年金についてお伺いをいたします。

今回の改正においては、確定拠出年金におけるマッチング拠出の導入も主要な項目の一つであると認識をしております。確定拠出年金におけるマッチング拠出導入の目的、効果をお伺いをいたします。

○副大臣(大塚耕平君) マッチング拠出につきましては、これは、従業員の皆さんによる任意の拠出を認めて、これを税制優遇措置の対象として従業員の皆さんが老後に備えることを一層支援するということを目的といたしております。これによりまして、事業主が拠出する掛金と併せまして従業員の皆さん自身が老後の備えとして自助努力をされることを促して、社会保障全体の充実に結び付けたいというのが目的でございます。

○石井準一君 確定拠出年金におけるマッチング拠出導入と事業主拠出のバランスについてお伺いをいたします。

マッチング拠出の導入は評価をできるわけでありませんが、他方、事業主が意図的に拠出額を減ら

し従業員に負担を転嫁する懸念があるという議論もあります。今回の法案では、その点も考慮をし、従業員の掛金は事業主の掛金を超えない範囲としたと承知をしておりますが、マッチング拠出導入による事業主拠出後退の懸念はないのか、高齢期における所得の確保の観点から注視していく必要があると思ひますが、所見をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 今度のマッチング拠出の導入ということは、これは、現在の掛金というのはこれは事業主だけでありましてけれども、この制度の中で、現在の掛金額は税制優遇が認められておりますその限度額に比べて大変低い水準になっております。また、経済情勢など大変厳しいところもありますので、事業主の拠出がなかなか増えていくあるいは大幅に増額ということがなかなか見込まれないという、そういう状況にあるわけでございます。そういう中で、やはりこの事業主拠出に加えて従業員による任意の拠出を可能にいたしまして、そこで従業員の老後の生活を一層支援しよう、ということで制度を創設するわけでありまして、事業主の掛金を特に労働者の方にシフトさせるとか、あるいはしわ寄せをするとか、そういうものではございません。

したがって、これは、マッチング拠出を実施しようとした場合には、これは労使の合意等も必要でありますし、また、この制度を導入した後も、これは従業員が任意で、あくまでも任意でこの拠出をするかどうかということが決められるわけではございません、ここは委員御指摘のような懸念はないというふうに考えております。

○石井準一君 ならば、高齢期における所得の確保の観点から、政府は事業主の拠出水準の動向にもしっかりと目配りをしていただく必要をしておきます。

時間がだんだんなくなってきましたので飛ばしていただきます。厚生労働省の調べによりますと、厚生年金基金で給付総額が保険料収入を初めて上回ったとの記事がありました。高齢化で年金

を受け取る人が増え、保険料を払う現役の社員が減っているためだと。このため、厚生年金基金の収支が急速に悪化をし、ほぼ半数が年金給付のために積立金を取り崩している。

厚生年金基金の積立ての状況、又は積立て不足の状態が続くとどのような事態が想定されるのか。また、財政状況が悪化した基金に対する厚生労働省の対応についてお伺いをいたします。

○国務大臣(細川律夫君) この厚生年金基金につきましては、近年の経済情勢が大変悪化したというようなこともありまして、母体企業、これを取り巻く状況が悪いということ、国に代わつて行つております厚生年金給付の代行給付、これに要します費用の積立金不足という、いわゆる代行割れという状態が生じておりまして、そういう代行割れの状態になった基金が平成二十一年度で約四割に達しております、大変厳しい財政状況であるというふうに認識をいたしております。

ちなみに、平成二十年度ではその代行割れは七七％にも達しております、二十一年度には、これは先ほど申し上げましたが、約四〇％に低下をしておりますけれども、それでも大変厳しい状況でございます。

そこで、厚生労働省といたしましては、将来の給付額に見合う積立金を確保できるように、毎年度の決算の結果によりまして必要な掛金の引上げあるいは給付の見直しというような対策について指導をいたしております。特に積立金の不足が大きい基金に対しましては、指定基金という制度、この指定基金に指定をいたしまして予定期限の戻りを見直しを含めた特別の指導対象といたしております。今後財政健全化に向けて、個別基金の実態把握に努めまして指導を徹底してまいりたいと、このように考えております。

○石井準一君 次に、企業年金の財政状況が悪化する年金の減額ということが起こるわけであり、年金の減額申請が再び増加しているとの記事も目にいたしました。厚生年金基金及び確定給

付企業年金について、ここ五年間の給付減額申請数及び承認数を説明をしていただきたいと思ひます。また、厚生年金基金及び確定給付企業年金について、給付減額の要件を説明をしていただきたいと思ひます。

○政府参考人(榮烟潤君) 厚生年金基金並びに確定給付企業年金の給付減額につきましては、代議員会で決める又は労働組合等の了解をちようだいをするといった通常の規約変更の諸手続だけではなくて、給付減額の理由がいかなるものか、若しくは給付減額の手続がきちんと行われているかという点について特別な基準が掛かっているところでございます。

具体的には、加入者の給付減額と受給者も含める給付減額とに若干の違いはございますけれども、基本的には、企業の経営状況が著しく悪化している場合とか、その給付の減額を行わなければ掛金額が大幅に上昇して企業による掛金の拠出ができなくなると考えられる場合等々でなければ給付減額ができない、また対象者の三分の二以上の同意が必要等々が必要とされておるところでございます。

それで、この給付減額の実情でございますが、受給者の給付減額を認可した件数は、制度発足以降これまで、平成二十二年度末現在で厚生年金基金が六十九件、確定給付企業年金が八件というところでございます。

○石井準一君 財政状況が悪化した企業年金への対応には受給権保護による高齢期の所得確保と企業の存続双方への目配りが必要であると考えます。この両者のバランスをどのように取るのが望ましいとお考えなのか、所見をお伺いをしたいと思ひます。

○副大臣(大塚耕平君) 先生御指摘のとおり、企業年金におきましては受給権の保護と母体企業存続のバランスを取ることは極めて重要でございます。

平成九年度に導入いたしました現行の企業年金の給付減額ルールにつきましても、導入に先立ち、

ただいま申し上げましたような観点から審議会や研究会において議論を重ね、労使双方の御意見を踏まえて策定をさせていただいたものでございませう。

私もといたしましては、今後も先生御指摘のとおり、受給権の保護と母体企業存続のバランスを取ることに腐心をしてまいりたいというふうに思っております。

○石井準一君 財政状況の悪化など、企業年金を取り巻く環境が厳しさを増す中で、企業年金における自立性と受給権保護の調和をどのように図っていくのか、リスク負担を事業主と従業員がどのようにシェアするかといった点について更に検討を深めていただきたい要望し、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○田村智子君 質疑の順番に大変御配慮をいただき、ありがとうございます。日本共産党の田村智子です。

法案の質問に入る前に、先日取り上げました生活保護受給者のクーラーの購入について、もう一点要望したいことがあります。

生活保護を受けている方がクーラーの購入のために生活福祉資金の貸付けを利用したくても、貸付けが収入認定をされて保護費がその分削られてクーラー購入ができない、あるいは、そもそもそれを理由に貸付けが受けられない、そういう問題を十四日の委員会に取り上げました。細川大臣からは収入認定しない方向で検討させたいという答弁がありまして、早速七月十九日にその旨の社会・援護局長の通知が出されました。各地からは、これでクーラー購入できるとか、是非困っている方に知らせたいとか、私のところにもそういう声が届いています。迅速な対応をしていただいたことに、まず感謝申し上げます。

この生活福祉資金は、申請があれば随時貸し出すというのではなくて、社会福祉協議会で貸出しの可否を協議して決定する、こういう仕組みになっています。この協議が一月に一回という自治体もありまして、今申請をしても、場合によっては八月に協議をして決定して、実際の貸出しが九月近くになってしまう、こういうことも考えられるんですね。

せっかく通知を迅速に出していただいた、やはり熱中症対策としての措置でもありますので、速やかな貸付けが行われるよう、もう一歩手だてをお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) そのエアコンの購入の問題、前回の委員会では指摘をされまして、委員御指摘のように取扱いをさせていただくようにいたしました。

そこで、さらに、社会福祉協議会での審議が遅いとこの暑い夏のエアコンが間に合わないではないかと、こういう御指摘でございます。

したがって、その趣旨もよく分かりますので、これについては、もう既に早急に審議をしてお返しするようという指示を私の方からお願いいたしました、通知もさせていただきました。そういうことで対応させていただきましたことを報告いたします。

○田村智子君 どうもありがとうございます。是非活用されるように私たちも知らせたいと思ひます。

では、法案の質問に移ります。国民年金保険料の未納分を遡って納付できる年限を現行の二年から十年に延長する、これは国民の年金受給権を保障して無年金、低年金の問題を解決する上で必要な措置だと考えます。しかし、衆議院の委員会では三年間の時限措置とする修正が行われました。

法施行から三年が経過すると納付可能年限は元の二年に戻ってしまうと。なぜこのような修正が行われたのか、提案者の方にお聞きをいたします。

○衆議院議員(中根康浩君) 田村先生、御指摘をありがとうございます。

原案では、恒久的な制度として、徴収時効を経過した国民年金の保険料について、納期限から十年間であれば本人の希望により保険料を納付する

ことを可能とすることとしていました。これは御案内のとおりでございます。これは、既に何らかの理由で徴収時効を過ぎてしまった保険料を納められるようにすることで将来の無年金、低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の一層の確保を支援しようとするものでございます。

しかし、その一方で、こうした措置を恒久的な制度とすることは、国民が納期限内に保険料を納付しようとする意欲を低下をさせ、かえって未納者の増加を招いてしまうということも懸念をされるところでございます。そこで、修正により、本措置を施行日から起算して三年を経過する日までの措置とすることいたしました。

○田村智子君 毎月払わずに、ためて払えばそれでいいんだという方が増えてしまうんじゃないかと、これは衆議院の方でも議論されていまして、しかし、後で納付する方というのは、納めなかったときの運用利息分を上乗せして割増して払わなければならぬようになりますよね。まとめて十年分、これ大変な支払額で、毎月払えるという方がわざわざまとめて負担が重くなるのに後払いするということは私は考えにくいのではないかとこのうふうに思っています。

過去に遡るほど上乗せ分も大きくなるわけで、それでも払いたいというふうな方が、意欲がないから払わなかった、モラルハザードだということには、これ、なかなか言えないんじゃないかと思ひます。やはり払えなかった方というのは、事業がうまくいかなかった一定期間保険料が納められなかったなど、主に経済的な事情で未納期間がある方だと思ひます。それが原因で無年金や低年金になりかねない。

やはりそういう方々の老後の生活保障のために何とかお金をやりくりして未納分を納付する、これはモラルハザードとは違うんじゃないかというふうに思ひますが、もう一度お答えいただけますか。

○衆議院議員(加藤勝信君) 田村委員にお答えをしたいと思います。

そもそも、いろんな事情の中で、所得が低い等々払えない場合にはいわゆる免除制度がございます。免除制度を御活用いただければ今でも十年間遡って保険料は納付できると、こういうことにそもそもなっているわけであります。

今確かに御指摘のように、いずれにしても保険料を支払うというその気持ち、姿勢はこれはモラルハザードではなくて、むしろモラルに沿ったものとはもちろん言えると思いますけれども、先ほど中根議員から説明させていただいたように、逆にこういう特例措置を恒久化するということになる、結果的に、じゃ、例えば、払ってくださいますと、言われても、いや、別に金利払えば後でもいいでしょうと、こういうことが蔓延した結果として、先ほど大臣からお話ありましたけれども、ただでさえ低い納付率というものが減少し、またいろんな意味での問題を起こすんじゃないかと。

そういう意味でのバランスの中で、三年間の特例措置ということで修正をさせていただいたと、こういう経緯でございます。

○田村智子君 この免除の制度というのはなかなか、収入が少ないうえに免除されるという方はまずないですね。本当にもう無収入に近い、あるいは無収入の方、極めて限定的だというふうには私は理解しているんですけども。

それから、今の御答弁の中にはなかったんですが、衆議院の議論の中では、後からまとめて支払うということになると、年金財政を安定させる上でも問題があるということが議論をされているんですね。

そこで、厚生労働省にもお聞きをしたいんですけども、毎月納付をする場合と利息分と一緒にまとめて納付する場合、どちらの納付方法であっても年金財政全体にはほとんど影響を与えないんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○政府参考人(柴田潤君) 今回の法案では、国民年金保険料の遡り納付可能期間を二年から十年へと延長させていただき、保険料を納付するような

ことが遡ってできるようになって、その後の年金受給につながることでできるようになるというふうに考えております。

その遡り納付をしていただくときには、過去のその時々々の保険料に十年国債の表面利率等を勘案して一定額を加算した額を遡り納付として行っていくいただくことを考えてございまして、同一人が遡り納付をする場合とそのときそのときの保険料をきちんと納付する場合とを比較いたしますと、別に年金財政に影響はないというふうに考えてございます。

○田村智子君 影響はほとんどない。

やっぱり未納月分を可能な限り減らしていく、で、無年金あるいは低年金の問題解決する、これがやっぱりむしろ年金財政だけでなく国の財政全体に対しても良い影響を与えるようになると思うんですね。

これから未納の方が増えてしまうんじゃないかというところは、私は別のやり方で未納にならないような手だてを取るべきだと思います。もう過去に未納になってしまった方が本当に可能な限りそれを解決していく、これから経済的に苦しいような事情が生まれちゃって過去に未納をつくってしまったという方が救済される、そういうことを考えていくと、やっぱりこれを三年の期限措置とするのはいかがなものかというふうに思うんですね。

やっぱり年金保険料未納の理由の一つとしては、二十五年を満了せそうにない。これは、特にロストジェネレーションの世代など、四十代になつてやっとな収入が得られるようになったと、払えていないと、しかしここから払っても二十五年に達しないよという方がやっぱりもう諦めてしまふ、こういうことはあり得ると思うんですね。そう考えますと、やはり保険料納付可能期間を期限的ではなく十年間とすることは、むしろ保険料を納めようという、こういう動機付け、インセンティブになるんじゃないかと思うんですが、提案者の方、いかがでしょうか。

○衆議院議員(加藤勝信君) その辺は認識という問題があると思うんですが、今御議論のように、納付時期に納めるか、あるいは十年待って金利分を納めるか。同じように両方とも確実に納められるのであればおっしゃるようになると思います。が、どちらかというと、やっぱり年限がたつていくと思った以上に保険料や金利が負担が上がつて結果的に納付につながらないんじゃないかと。そういうことも含めて私どもは三年ということに修正をさせていただいたわけでありまして、ただ、いずれにしても、本法案では十年間のこの特例を三年間に限つてでありますけれども実施をするわけでありまして、まずその間にしっかりと対応していただくということと、そして先ほど申し上げた、いずれにしても免除制度をどういうふうに使われるかという御議論はまたあるとは思いますが、けれども、そういうものを活用していただく。

さらに、これは私の私見にもなりますけれども、基本的にこの無年金者の議論の中には、一つは今受給資格要件二十五年間、これをどうするのかと、こういう議論も併せてやっぱりしていく中で対応していくべき問題ではないかと、このように考えております。

○田村智子君 二十五年間どうするか、なかなか三年以内に決着付くかどうかということもあるんですけども。

私、やっぱり例えばもう毎月二か月分ずつとかで五年掛けて払いたいとかという方もこれ出てくるんじゃないかというように思えるんですね。ですから、やはり経済的な理由で未納となつていく方々への救済策は期限的ではなく恒久的につくっていくかなければならないし、わざわざ三年の期限措置とする修正には私はちょっと納得がいかない。

じゃ、この質問はここまでですので、提案者の方、ありがとうございます。

次に、企業型確定拠出年金についてお聞きをいたします。

そもそも労働者の退職金や企業年金が株などの

資金運用に委ねられて、その運用リスクを全てその労働者個人に負わせるという仕組み自体が老後の生活資金保障としてふさわしくないんじゃないかと、それが私たち日本共産党の考え方です。この四〇一kプランの発祥の地であるアメリカでも、リーマン・ショック以降、議会で見直しや廃止の議論さえ出ています。このリスクの大きい運用に更に資金投入を促進させる仕組みづくり、これはやはり賛成できません。

法案では、事業主拠出に加えて、事業主拠出額と同額まで労働者のマッチング拠出ができるようになります。私、ここで懸念しているのは、この法改正を受けて企業の側が事業主拠出分を減らしてその分を労働者に負担をお願いすると、こういう事態が出てこないだろうか。これに対して歯止めの措置というのがあるのかどうかをお聞きしたいと思えます。

○国務大臣(細川律夫君) 今回のマッチング拠出の導入ということは、これは先ほども申し上げましたように、現在は事業主だけの拠出ということになっておりますけれども、現在の掛金額が税制優遇して認められている限度額に比べて大変低い水準にとどまっていると、こういうこと、そしてまた、今後この事業主の拠出している掛金額が大幅に増額というふうなこともなかなか認められないと、こういうことで、そういう状況の中で、現在の事業主の拠出に加えて従業員の老後の生活を可能として、そしてその従業員の老後の生活を一層支援をしていくと、こういうふうにするわけでありまして、事業主の拠出する掛金負担を従業員に押し付けるといふようなものではございません。

なお、マッチング拠出の実現やあるいは事業主掛金の引下げとかいうような、そういうことを含む掛金の設定などについては、労使の合意、そういう手続を踏まなければならないと、こういうことになっております。また、導入後も、マッチング拠出を行うかどうかということについては従業員の任意であるかしないかを決めていただくこと、

こういうことになっておりますので、委員が御懸念のようなことはないというふうに考えております。

○田村智子君 説明を聞いていますと、なかなか企業の側の拠出が伸びないと、うまくいっていないものを何とかして存続させようとするための措置というふうにも聞こえてくるんですね。

ちよつとお聞きしたいんですけども、では、このマッチング拠出をやってほしいと、認めてほしいという要望は労働者を代表するような団体等からは上げられていたのかどうか、確認したいと思ひます。

○国務大臣(細川律夫君) 今回のマッチング拠出につきましても、平成十九年に出されました、企業年金研究会、これは厚生労働省の中に設置しております研究会でありますけれども、この研究会から提言を受けて導入することとしたものでございます。この研究会には、労使の代表の方も御参加いただいておりますのでございます。

また、今委員から御質問の、個別にいろいろと要望があったかどうかということにつきましては、経済界からは個別の要望はいただいておりますけれども、労働界の方からは、個別の御要望というものは、そういうものはいただいております。

○田村智子君 経済、特に経団連からは何度も繰り返しこういう要望が上げられているんですね。金融証券市場にもつと資金が流れるようにと、これが要求の主な内容であつて、高齢期の生活保障に責任を持つという、こういう立場からの要望と私は言い難いというふうに思ふんです。

この間、企業の福利厚生費、日本経団連の調査で見ても、二〇〇六年度以降、減少を続けています。退職年金は、二〇〇八年度には前年度から一三%もマイナスとなっている。景気悪化を理由に賃金さえも大きく落ち込む下で労使協議に任せるということでは、これは労働者も身を削つてくれという議論になりかねないと思ふんですね。そういう懸念は当たらないということでしたけれど

も、何というんですか、法の趣旨とは違うことをよくやるわけですよ。派遣労働法だつて、派遣労働者の雇用の安定を目的としているのに、そうならないわけですよ。

法のこちらが意図するものとは違う運用をされて労働者の負担が広がりがかねない、こういう事態が起こり得るんだという認識はお持ちかどうか、もう一点だけ大臣に確認したいと思ひます。

○国務大臣(細川律夫君) この制度の導入につきましては、これは労働者の皆さんの自主的な努力によつて老後の所得保障の充実を図る仕組みとして導入をしたわけでございます。

したがつて、このマッチング拠出については、先ほども申し上げましたけれども、これを実施するとあるいは掛金の設定につきましても、企業と労働者、その双方で合意しなければいけない、そういう手続をしつかり踏まなければいけない、こういうことになっておりますし、また、この制度を導入をしたその後は、これは拠出するかどうか、従業員が拠出するかどうかはあくまでも従業員の任意というふうになされてるところでございます。労働者の皆さんに強制的にこの負担増を求めるといふものでは決してないというふうな考えております。

○田村智子君 見解が食い違ふところですけど、じゃ、三号被保険者の問題に最後質問を移したいと思ひます。

今回、三号被保険者の期間の取扱いに関する改正が行われています。会社員の妻などが、夫が一時的に離職をした後、再就職をした。このような場合には、三号被保険者から夫の離職で一旦一号に、また再就職で再度三号被保険者にと、こういう届出が必要となります。しかし、事業者が配偶者を三号被保険者として届け出る、こういう仕組みになったのは二〇〇四年からのことなので、再度の届出が必要だという認識がないまま未加入扱いになっていた方が多数おられると思ひます。

今回の改正で再就職時に遇つて三号被保険者期間とみなされることになりましたが、このことに

よつて、例えばその主婦の方が病気やけがをして障害者となつた、その初診日がたまたま三号被保険者の届出がされていらない、記録上は未加入期間と重なつていたと、そのために障害年金が受け取れない、この場合には今回の措置によつて新たに受給資格得られることになると思ふんですが、確認したいと思ひます。

○副大臣(大塚耕平君) 今先生の御下問のケースは、元々その方が三号の届出をしていた方々であれば対象になります。しかし、元々何の届出もなかつた方の場合には残念ながら対象になるとは考えておりません。

○田村智子君 救済される方が現にいらつしやるわけですね。これが、法の目的ではないんですけれども、波及効果として出てくる。

ただ、新たに受給権が生じてでも申請しなければ得られなくなるわけですから、是非、この法改正によつて新たに障害年金受給の可能性があるんだということとは周知徹底をしていただきたいと思ひますし、お話あつたように、一度も届出をしていない方はこれでも救えない、まだ無年金障害者を残すということになりますので、更なる法の改正特に国民年金法附則第七条の三の改正、ここにまで踏み込むことを是非要望して、質問を終わりたいと思ひます。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。質問の順番を変えてくださいまして、本当にありがとうございます。御配慮に感謝をいたします。

この改正法案については、社民党は、改善をしていて賛成をしておりますので、簡単に質問をいたします。

まず、三号被保険者についてお聞きをいたします。

この委員会でも何度も質問してきました。私としては、一号、二号、三号と女性が結婚した相手によつて変わるということそのものが問題ではないかということで、検討していただくということの答弁がかつてありました。法改正が必要だと考

えております。

厚生労働省において三号被保険者の法改正についてどのように検討されているのか、法案提出の見込みを教えてください。

○副大臣(大塚耕平君) 御指摘の問題につきましても、六月三十日に決定されました社会保障・税の一体改革案において、現行制度の改善の項目として盛り込まれたところでございます。したがつて、今後検討を進めてまいります。

そのプロセスといたしましては、まず内容につきまして、社会保障審議会年金部会等の場におきまして八月以降具体的な検討を開始することとしたしておりますので、平成二十四年以降速やかに法案を提出することとしたしております。

○福島みずほ君 しつかりお願いいたします。次に、学校給食についてちよつとお聞きをいたします。

これは、社民党が行つた福島原発事故被曝ホットラインで子供たちの給食の安全性について心配する声が大変強かつたです。福島県の子供たちはもちろん、県外、神奈川県などから不安の声が聞かれました。

福島県下の学校給食の安全性について、福島市が放射線量を測ると出ておりますが、どのように放射線量をモニタリングし確認しているのか、教えてください。

○大臣政務官(笠浩史君) 食品については、今、放射性物質に関し、暫定規制値に基づき出荷制限等の必要な措置がとられていることになっております。

現時点で、学校給食に関して教育委員会やあるいは学校等に食材の検査を行うことを国としては求めておりませんが、福島県においては、今お話ありましたように、例えば福島市において、市の判断により独自に検査機器を購入をして、二学期からこの学校給食の食材の検査を行うというふうな承知をしております。

○福島みずほ君 親御さんたちは、パパ、ママたちは、子供たちの食べる給食のやつぱり安全性を

きつちり見てほしい、これとても切実なんです。福島県が始めるということなんですが、是非、福島県下はもちろんのこと、まず福島県下から、そして福島県外も含めて学校給食の放射線量を測定し公開すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(笠浩史君) 文部科学省としては、七月二十日に事務連絡を発出をいたしまして、教育委員会等の給食実施者やあるいは学校に対して、出荷制限等の情報に留意するよう注意喚起をし、また必要な情報提供に配慮することなど、学校給食の食材の安全確保について指導を行っているところでございます。

現在、学校給食のみならず、食品全体の安全に関し、食品安全委員会や厚生労働省において食品の放射性物質に関する暫定規制値の見直しが行われており、その状況も踏まえつつ、今後とも、食品の検査体制の充実を求めるなど関係省庁とも連携をしながら、学校給食の安全確保が図られるように、これは福島県下のみならずしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 福島県がやるのは、給食で食べる食材を改めて放射線量を調べるということですよ。ですから、流通しているものについての情報ではなくて、本当にその給食、子供が食べる給食は何ペクレルなんだろうか、ではもし何か高いものがあればそれは朝排除してほしいとか、具体的にやってそれを情報開示し、みんなに安全だと言っていくことだと思えます。

福島県が始めるということなんです、今日の要望は、是非福島県下でもせめてやってほしい。福島県下以外の関東地域などでも是非やってほしい。私たち大人は、子供の食べ物について、給食は半強制的に子供たちみんな食べるわけですから、給食についてはちゃんとそのペクレルを調べてほしい。いかがでしょうか。

○大臣政務官(笠浩史君) 給食は、特に学校においては本当に大事なことでございますし、私どもとしても、この食材の安心というものを、どうやっ

て安全というものを確保していくのかということ、は、今委員御指摘のとおり本当に大事なことで、このように思っております。

福島県の方とも、あるいはホットスポットと言われるような高い数値が出ているようなところもございまして、そういった形でその安全を図っていくのか、また関係省とも、厚生労働省を含めて協議をしながら検討していきたいというふうに思っております。

○福島みずほ君 給食については是非、皆さんの関心も高いですし、子供たちが毎日食べるものなので、これは文科省が子供の命を守るという観点から放射線量を調べてもらおう。福島県、関東とか、本当は日本全国と言いたところですが、できることから着実にやってくださるよう強く要望いたします。

次に、福島の子供たちの避難についてお聞きをいたします。

福島の子供たちの尿からセシウムが検出されました。文部科学省がサマーカーンプなどを実施していることは承知しておりますが、残念ながら期間が短い。放射線量が高い地域の子供たちについて、避難、疎開をすべきだと考えますが、いかがですか。

○政府参考人(宮本聡君) お答えいたします。

ただいま御質問のありました放射線量の高い地域、具体的に申しますと、事故発生後一年間の積算線量が二十ミリシーベルトを超えるおそれのある区域につきましては計画的避難区域に、同じく、面的な広がりがない地点につきましては特定避難勧奨地点に設定して、政府としても、居住する住民の方々に対する避難を支援しているところでございます。

特に、この地点の設定に際しましては、年間二十ミリシーベルトを超える世帯に加えて、福島県や関係市町村とも十分協議をした上で、特に妊婦や子供のいらっしゃる世帯について配慮を行ったところでございます。

様がいらっしゃる世帯におかれましてはいろいろ不安を感じられることはこれは重々承知しておりますので、政府としては、詳細なモニタリング、その情報提供、さらに最も重要と思っておりますのは、やはり生活回りの除染、これをしっかりとやっていくことだと思っております。

その点につきましては、平成二十三年度の二次補正予算において、福島県内の全域で市町村が行います公園とか通学路、こら辺の線量低減事業、それから県外も含めまして、校庭とか園庭の空間線量毎時一マイクロシーベルト以上の学校についての放射線低減事業、こうしたことを積極的に支援していくつもりでございます。

いづれにいたしましても、今後とも、県それから関係市町村と相談しながら、住民の方々にはきめ細かい支援をしてまいりたいと思っております。

○福島みずほ君 自主避難をされる皆さんへの支援ということをお願いしたいんですね。

政府は、今おっしゃったとおり、二十キロ圏外で放射線量が年間二十ミリシーベルトを超えると推計される場所を計画的避難区域や特定避難勧奨地点に指定し、避難を促しています。しかし、例えば政府は、大部分が年間二十ミリシーベルトに満たないと見られる緊急時避難準備区域に子供たちが立ち入らないよう求めております。ならば、三十キロ圏外の放射線量の高い地域から避難する子供を持つ世帯への補償をせず、支援格差に目をつぶるのはおかしいんじゃないかと実は今朝の毎日新聞の社説にも書いてありますが、そのとおりだと思います。

福島県は、自主避難の経費を賠償と言っていますし、日弁連は、放射線管理区域として必要な者以外の立入りが禁止される年間五・二ミリシーベルトを超える放射線量を検出した地域からの自主避難者への賠償は最低でも必要だと示しています。実はホットラインでも、自分のところはちゃんと避難区域外だけれども是非自主避難をしたという、あるいは自分は自主避難できたけれどもそうで

いう自主避難を応援してほしいという声が大変寄せられました。

そこで、原子力損害紛争審査会の議論で八月五日に中間指針が出ると聞いております。しかし、自主避難は賠償しないと出るやにも言われております。

そこで、今日は要望です。原子力損害紛争審査会で、自主避難、区域外でも放射線量が高いところに関しては自主避難について賠償することを検討すると、そう是非検討していただきたい。いかがでしょうか。

○大臣政務官(笠浩史君) 今御指摘がありました点もしっかりと今後どういう形で対応できるかというのを検討させて、関係省庁ともしっかりと相談をしながら検討させていただきたいというふうに思っております。

○福島みずほ君 とりわけ、子供は自分自身が居住移転の自由を行っていきないうので、やはり大人たちが、放射線量が高いところからは幾ら区域外であつてもやっぱり応援をしていく、大人だつて高いところからはやはり応援をしていく、それは将来何か病気があつてそれを補償するということが本当に起きないよう、是非今このことについては、原子力賠償紛争審査会で自主避難についても賠償するということを是非検討していただきたいと思ひます。

もう一つ、サテライト避難と私たちは呼んでいるんですが、子供たちを、例えばいろんな引受けできる自治体などに、移住ではなく、例えば年内いっぱいなのか、もうちょっと三月末までか分かりますが、集団で疎開をするということができないか。引き受けてくれる自治体も相談すれば出てくると思いますし、寄宿舎を設けて、子供たちも放射線量が高いところから避難する。もちろん、嫌だという人は残つてももちろんいいわけですが、そういうことをできないかということを考えております。そのマッチングを例えば文科省が支援してほしいということなどについてはいかがでしょうか。

○大臣政務官(笠浩史君) 今御指摘の点は大変重要だと思っております。私どもも、今、まずは夏休みということで、リフレッシュキャンプということで五千人、そしてさらには二次補正予算において九万七千人分の、子供たちがそうしたマツチング、あるいはいろいろな自治体から、受け入れて伸び伸びと子供たちを生活をさせてあげたい、運動させてあげたいというような有り難い申出もいただいておりますので、今そのマツチングについても支援をしているところでございますので、これは夏休みに限った話ではございませんので、これからも引き続きそうした支援には努めてまいりたいと思っております。

○福島みずほ君 文科省が、子供たちの命を守るために、自治体によっては引き受けますよというところもあるように聞いておりますので、是非そのマツチング、年内いっぱい、あるいは三月末までは、もつともかもしれません、移住というよりもサテライト避難、疎開という形で、是非子供たちの心の安定も図りながら、大人たちは守つていられるというメッセージを是非出していただきたい。今、政務官から前向きな答弁がありましたので、しっかりとよくお願いします。

次に、放射線についてのパンフレットについて、一言厚労省にお聞きをいたします。これは三百萬部、四月一日に配布をしたということよろしいですね。

○副大臣(大塚耕平君) いえ、四月一日ではございません。四月一日時点で得られている情報に基づいて、実際に配布をしたのはゴールデンウィーク前後からだったと思います。そして、三百萬部全部はまだ配布をいたしておりません。

○福島みずほ君 いや、これは非皆さんも見てください。私はこれを見て本當にびっくりいたしました。とりわけ最後の「食べもの」について、「お店にならんでいる商品は、いつも通り買っていたで大丈夫です。」「万が一、規制値を上回った食べものを口にしてしまったからといって、健康への影響が出ることはありません。」と

なっております。

汚染牛やいろいろなことが問題になっている。厚労省は、これ、大丈夫だ大丈夫だ、キャンペーンなんですね。気を付けてくださいというのは何にもありません。でも、お店に並んでいる商品、いつもどおり買っていたで大丈夫です。そんなんでしょうか。これは安全キャンペーンで、私、何の役にも立たないというふうに思いますが、いかがですか。

○副大臣(大塚耕平君) そうではないという御意見もありますので、両方の御意見がございます。このパンフレットを作った背景をお話をいたしますと、三月の末から四月の上旬にかけて、まだ大変世の中全体が緊迫を極めている状況の中で、しっかりと国民の皆さんにリスクコミュニケーションを図らないと、一体何を参考に行動していいかわからないと、早く何か出すようにという強い御要望がある中で、厚生労働省の中で相当検討をした結果、出したパンフレットでございます。

例えば、数字をちゃんと記載するべきだという御指摘もあるんですが、この当時、実は百ミリシーベルトという単位と、それから水道水の摂取制限をした幼児の百ベクレルという数字が錯綜している中で、恐らくこれをお読みになるお母様方も、そういう数字をここに記載することがかえって混乱を呼ぶのではないかと等々の慎重な上にも慎重な検討を重ねた結果、その時点として、特に首都圏にお住まいのお母様方にお配りをするのに適当な内容を追求して作成をさせていただいたものでございます。

最後にもう一点だけ付け加えていただきますと、今確かに牛の問題も出てきておりますが、生産段階で極力、汚染をされた食品、あるいは牛も含めてそういうものを生産しない。その上で、流通段階ではできるだけ多く、しかし現状はサンプリングでございますけれども、そういう検査をする。それでも放射能の影響が食品にどう及ぶかわからないという中で、万が一市場に流通した場合でも現時点ではかなり厳しい規制値を設けてい

るという前提で、この表現を十分に熟慮の上に採用させていただいたものでございますので、御指摘については真摯に受け止めます。私も、私どもとしては現状では必ずしも問題がある表現というふうには考えておりません。

○福島みずほ君 いや、本當にそれは正直あきれいていますよ。

だって、今汚染牛が出回っていて、どこに行っただか分からないし、給食にも使われたというふうにも報道があったり、いろいろ、全国に汚染牛が行っていてどうしたらいいかとなっているじゃないですか。現に商品の中にそういうものが流通して、みんなが本當に困っているという状況です。これから魚だって出るかもしれない。そんな中でこんなうてんきな、こんなものを三百萬部も配る必要があるのか。だって、「お店にならぬいる商品は、いつも通り買っていたで大丈夫です。」「なんてことないじゃないですか。それから、ホットスポット、例えば柏市では〇・四五ミリシーベルトが測定されている。しかし、ここでは、これには、「避難指示や屋内退避指示が出ている地域以外でこれまでに認められた放射線量は、わずかな値です。」「お子さんを外で遊ばせることについて、心配しすぎる必要はありません。」「と書いてあります。しかし、それ違うと思いませんか。いろんなところで高い数値が出ている。

今は大丈夫です、大丈夫ですということを、これ何か心配して、これちゃんとやりなさいというのは何もありません。全部大丈夫ですとやっている。大丈夫なんですか。大丈夫じゃないじゃないですか。

○副大臣(大塚耕平君) 作成した当時の状況、背景については先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

つまり、子供を外に出していいのか、あるいは市中で売っているものを買っていいのかということに関して判断基準、ないしは自分でどう判断していいかわからないという、そういうお声が強

かった中で作成をしたものでございます。したがって、例えばこの配布につきましても、当然福島県内は配布をしております。とても福島県内ではこのことは通用するとは思っておりませんので、配布をいたしていません。

したがって、今先生が御指摘のような牛肉の問題も含めて、これからさらに国民の皆さんにどういう御判断基準で行動をしていただければいいかということについては、もちろん更に適正な対応を追求をさせていただきたいというふうに思っております。

○福島みずほ君 私はこれ、ネットでダウンロードをしました。全国で、福島で見れるんですよ、これは。

それから、母乳からいろいろ出ているとか、子供からセシウムが尿から出ているという中で、何も心配ありません、雨についても心配し過ぎる必要はありません、大丈夫ですって、こうなっているんですね。これはやっぱり間違った安全キャンペーンだということに思っています。基準値をきちんとする、そして安全なものが出回るようにする、給食などは改めて例えばきちんと測る。そして、ホットスポットのところもあるわけですから、現時点でこれ明確に違うじゃないですか。当時としても、こういう安全だけを言うのは大変危険だったというふうに思います。

これ、三百萬部出しているということですが、こういう安全だけ言って、だって、子供たちの尿からセシウムが出てきて、放射線量が高いところがあって、みんな心配しているのに、こんなものを出す必要は全くないと。安全キャンペーンだけをやる、こういうパンフレットについては猛省を促したいというふうに思います。

最後に、一問お聞きをいたします。被災地における地域の拠点病院への支援について、どのようなことを具体的に検討されているのか、実行されているのか。岩手の大船渡病院や県立病院にたくさん行きました。元々、医療がなかなか厳しい中で頑張っています。一言お願いしま

す。

○副大臣(大塚耕平君) 各般の対策を今講じつつあるところでございますが、被災した医療機関への支援については、災害復旧に係る国庫補助率を引き上げる形で一次補正予算に計上いたしました。そのほか、甚大な被害を受けた医療機関の復興については、現在、個々の病院、個々の地域ごとに計画を立てておりますので、三次補正に向けて対応をまいりたいと思っております。

また、これに関連して、医療従事者の確保などについても重点分野雇用創出事業の利用を促しているほか、また既に配賦を終えた地域医療再生基金、これは岩手、宮城、福島に百二十億円を確保いたしておりますが、そのうちの十五億円について、医療従事者を安定的に確保するための事業等に充当できるように前倒しして交付をいたしております。

以上、各般の対応をいたしておりますが、医療機関の機能回復に向けて更に万全を尽くさせていただきますと思っております。

○福島みずほ君 終わります。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。本日は、年金確保支援法案に関する年金の課題とともに、牛肉の放射性セシウム問題についてお聞きを申し上げたいと思っております。

最初に、牛肉の放射性セシウム問題、汚染牛の問題につきまして質問をさせていただきます。

今、福島委員からお話ありましたように、今、こうした汚染牛の問題ということで全国様々な影響がございます。先ほども給食で、実際、東京二十三区では牛肉を使わないという形の区がたくさん出ていると、六つあるということも報道されておりました。また価格も暴落をしております。その意味で、消費者の方々、不安解消のためにも、各県、JAも含めまして、全頭検査をそれぞれ自主的に行っているというのが今の実態でございます。

こういう不安を解消するための、その意味で本当の各県のそうした判断でございますけれども、

この今の実態に關しまして御報告いただきたいと思ひます。

○政府参考人(梅田勝君) 全頭検査における各県の対応でございますが、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県及び新潟県におきまして、独自に全頭検査又は全戸検査を行う方針を示したことは県を通じて承知しております。

厚生労働省といたしまして、自主的に全頭検査を実施する自治体については、具体的な自治体側の要望を踏まえながら、必要な検査が行えるよう、関係省庁と協力し、対応をまいりたいと考えております。

○山本博司君 今日報道でも、全国の十一県で全頭検査を実施していると、こういうふうな調査も出ておりました。ただ、今、本来であれば、これは国の、政府の行政のミス、失政です。怠慢からこの今の様な形で影響が出ているわけじゃないまして、国がしっかりとやらなければならない。現状では、全頭検査に關しまして、なかなか機械がない、ゲルマニウム半導体検出器、二千万円ぐらい掛かる機械がないために、例えば宮城県なんかのケースですと、八月一日から県内三か所で一日約九十頭ぐらい実施をするという形で、一頭当たり二万円の費用が掛かるということも言われております。

様々な形で各県で自主的な形でやっておりますけれども、じゃ、具体的な検査の機器の水準であるとか、また検査方法のこうした検査基準、これが妥当性があるかどうか、こういうことも含めて国がしっかりとした統一基準を出して、全頭検査を国がやるべきである、こう思いますけれども、見解を伺いたいと思ひます。

○副大臣(大塚耕平君) まず、結論的には先生御指摘のとおりでございます。国が統一基準を示して対応をしなければならぬと思っております。その大前提は、例えば牛を全部東京なりある一か所に集めて検査をできるわけではございませんので、各自治体の御協力をいただかなくてはできませんので、だからこそ統一的な基準を設ける必要

があるというふうに出ております。

ゲルマニウム半導体検出器については、かなり精緻な対応ができますが、これについても一定の補正等をどういうふうにするかということも自治体にお示しをしなければなりません。それから、ゲルマニウム半導体検出器が、これが製造にも時間がかかります。またコストも高いために、簡易検査機器を導入してはどうかというお声が大変たくさんございますので、この簡易検査機器の技術的な要件の検討を含め、必要な検査を行えるよう、現在、基準づくりと関係省庁との調整をしている最中でございますので、先生の御趣旨に沿うようにしっかりと対応させていただきたいと思ひます。

○山本博司君 やはりこれはしっかりと国が、各省庁またがつておるわけですので、連携をしてお願ひをしたいと思います。

昨日、公明党は、鹿野農水大臣にこの問題に關しまして、今の全頭検査のこと、また全頭買上げのケースも含めまして緊急的な提言をしたわけでございます。

今日は、田名部政務官、来ていただいております。ちょうど大臣は、厚労省と連携を取りながら全頭検査に關しましてやっていると、こういう発言もされました。この対応をどうしていくのかということと併せて、じゃ、稲わら以外の様々な面は大丈夫なのか、例えば土壌の面に關しましてはどうなのかとか、例えば野菜とか果樹はどうなのか、こういう不安もござひます。こういう点も含めて見解をお示しいただきたいと思ひます。

○大臣政務官(田名部匡代君) 消費者の皆さんの信頼を回復するためには、市場に出ているものは安全なんだということを、その体制をしっかりとつていくことが何よりも重要だと考えております。

補正予算にも盛り込みましたけれども、機器の導入も含めてその体制の構築を図っていきたくて考えておりますし、今答弁ありましたように、都道府県においては全頭検査をしたいと強い要望を持っておられる自治体もありますので、でき得る

だけその自治体の要望を聞きながらそれに支援ができるように、厚生労働省ともしっかり連携を取って進めたいと考えております。

また、もう一点の御質問でございますけれども、当然、原発事故後、放射性物質が土壌にも降り積もっているわけですので、そういう意味では作物が土壌から放射性物質を吸収するということが考えられるわけでございます。

このため、お米についてありますが、福島県を始めとする十一県で実施いたしました水田土壌の調査の結果から見まして、土壌中の放射性セシウムの濃度が五千ベクレルを超える地域については、生産したお米が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性が高いということからお米の作付け制限を実施したところでございます。

この土壌調査に当たっては、土の上に置かれた稲わらごと取って、それらにも含まれる放射性セシウムを検査をしているわけなんですけれども、この土壌調査の結果、高濃度の放射性セシウムが含まれる稲わらが出たところでも五千ベクレル以下となっております。調査の結果ですね。さらに、作付け制限の対象となっていない地域についても、その生産されたお米については、土壌中の放射性物質の量などから見ても必要な場合にきっちり検査をしていくという体制を整えているところでございます。

さらに、先生が御指摘になられました果物であるとか野菜、これについても収穫後に検査をしているということでありまして、現在、実は福島県の中でも原発の事故後には非常にホウレンソウなど暫定規制値を超える数値が出た野菜が多かったわけですが、現在は暫定規制値を超えるその値、また量というものが非常に少なくなってきたと思います。

とはいえ、きっちりとした検査をする、その体制を整えるということが、生産者にとっても、また消費者にとっても信頼回復、また安心、安全につながってくると思ひますので、その体制をこれから強化をしていきたいと考えているところで

でございます。

○山本博司君 ありがとうございます。

もう是非とも、農水省、厚生労働省を含めまして国としてこの問題を、対応を早急にお願いをしたいと思う次第でございます。

田名部政務官、この後、質問ございませんので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(津田弥太郎君) 田名部政務官、退席して結構です。

○山本博司君 義援金に関しまして、一点御質問をさせていただきます。

今週の月曜日の災害対策特別委員会でも岡本政務官に質問をさせていただきました。義援金の支給ということで、二十二日現在、三千五十三億円ということ、まだ三三％しか被災者に行っていないという問題もございまして、かなり改善はされておりますけれども、都道府県によつて様々な違いがあるということもございまして。

一点、今回のケース、支給基準の不公平感ということで御質問をしたい部分でございます。

これは岩手県のケースでございますけれども、震災前は一戸建ての二階に住んで、一階に両親、二世帯住宅でございました。自宅は津波で全壊をして、家計は大変苦しい中、こうした形での義援金、また生活支援金ということであるわけですが、一階も二階も住民票は別々でございます。また、光熱水費も公共料金も半額ずつ負担をしていると、こういう状況で、被災者生活支援金にしましては二世帯分受けられたわけでございますけれども、義援金は一世帯のみ、母親の世帯のみでございました。ところが、宮城県では住民票が別々であれば各世帯支給をされております。でするので、県によつてこの支給基準の違いがあるというところでございまして、被災地に大変不公平感が広がっているわけでございます。

生活実態が二世帯、こう証明されれば本来であれば配分されるべきと、こう考えるわけですが、これも、統一見解も含めた厚労省の見解をお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(清水美智夫君) 日赤等の義援金につきましては、今回初めて厚生労働省、協力したものでございます。

その理由でございますが、今回の震災被害が広域にわたつておりまして複数県の間での調整が必要であったと、こういう今回特有の事情がございまして、日赤等から要請を受けまして、都道府県間の配分に関して私どもお手伝いしたというものでございます。

元来、義援金は、日赤経由のものに限られずに、他の団体経由のものでございますとか県への直接のものなどがございまして、各県におかれましては、それらをまとめて、各々の義援金配分委員会を設置して、その責任と考え方の下に被災者に配付されているところと承知してございます。各県におかれましては、その地域の実情に応じ、また、各県の過去の災害の義援金の配付実績などを踏まえて対応されていると承知してございます。

義援金の個々具体的な配付につきましてはこのような実態となつておりまして、厚生労働省という立場は都道府県に指示をするような立場に置かれてございまして、私どもとして、統一基準といつたものを作ることはなかなか難しいのではないかとと思つております。

ただ、仮にでございますけれども、岩手県の方から日赤に對しまして、宮城県あるいは福島県と同様の取扱いを行いたいという、仮にそういうお申出があつたとするならば、その分、義援金配分の増額をというお求めがあつた場合におきましては、現段階でありますれば、まだ日赤には若干の調整財源がございまして、したがひまして、日赤は県からの相談に應ずるのではないかなというふう

に思つておるところでございます。したがひまして、私といたしましては、本日、この場で先生からこういう御指摘があつたということ、岩手県庁それから日赤に伝えてまいりたいというふうな考えてございます。

○山本博司君 是非とも、この義援金の精神からいつて、やはり不平等感のないような形で是非と

も取り組んでいただきたいと思う次第でございます。

それでは、本来の年金確保支援法案に関しまして質問を申し上げたいと思ひます。

まず、無年金・低年金者対策ということでお伺いをしたいと思ひます。

今回の法律改正の大きなポイントでございますが、国民年金保険料の納付可能期間、二年から十年への延長、これは高齢期における所得の確保を支援する観点から考えますと、大変重要な点であると考えます。法案が成立しまして事後納付が実現をした場合、最大どのぐらいの人が受給につながるのか、報告をしていただきたいと思ひます。

○政府参考人(榮畑潤君) 今回の措置でございますが、これが実現いたしますと、六十五歳未満の方につきましては最大約四十万人の方が将来の受給権の確保が可能となると、年金権が発生することになると。それから、六十五歳以上の方でも最大約八千人の方が受給資格期間の二十五年をクリアして年金が受給できるようになるというふうな考えてございます。

○山本博司君 これだけ多くの方たちに影響を与える改正でございます、納付したいという人が納付できる環境をつくるということは大事な点であると思ひます。

ただ、本来の原則は給付期限までに保険料を納めるということでございます、いつでも保険料を納めていいということになりますと、この原則を軽視することになります。結果として年金制度の趣旨をゆがめてしまうことにもつながります。今回、衆議院の段階で事後納付できる期間を三年間の時限措置とする修正が行われました。期限を切つたことで、一人でも多くの納付したい人がしっかりと三年間の期限までに納付できるように周知を徹底すべきと考えます。特に、事後納付することですぐに年金をもらえたり、年金額がアップすることが可能となるこれまで年金を受給できなかった六十五歳以上の方には、改正の趣旨を丁寧に説明をして、この制度を活用していただく工

夫というのが厚生労働省に求められていると思ひます。

そうした制度や手続の広報についてどのように行うのか、お示しいただきたいと思ひます。

○政府参考人(石井信芳君) お答え申し上げます。

お尋ねにございました制度の内容あるいは手続、こういった面の周知についてでございますけれども、まず、年金事務所などの窓口リーフレットを用意をする、こういうことを考えております。また、政府広報、さらには厚生労働省や日本年金機構のホームページ、こういったものも活用してまいりたいと考えております。

そして、特になんてでございますけれども、十年経過の間もなく近づいておられる方など、古い時期に未納期間がある方、こういう方々から優先しましてその対象となる方々へのお知らせを送りしたいということを考えております。今年度には日本年金機構におきましてそのために必要なシステム開発を行うこととしておるところでございます。

○山本博司君 ありがとうございます。是非とも、この広報活動を含めた周知をお願いしたいと思ひます。

納付率の向上に関してお聞きをしたいと思ひます。

納付率六〇％を切る厳しい状況であるということでございます、この改善ということが大変大事でございます。平成十六年の制度改正を機に、コンビニであるとかインターネット等でのそういう決済による納付が可能となつてございますけれども、やはり更なるこうした納付環境の改善、また不断的の改善というのが大変大事であると思ひます。

大臣に、この納付率向上の決意をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(細川律夫君) この納付率につきましては、まず、年金機構に対して中期の目標ということ、これについて私どもの方から年金機構の方

に指示をいたしておりますけれども、その中で、まず低下傾向に歯止めを掛け、これを回復させるように努めることというふうにまず指示をいたしております。

そしてまた、二十二年度、これは納付率は過去最低となりました。そういうふうになりましたけれども、その中でも、やや低下傾向に歯止めが掛かりつつあるという兆しも見られるところでございます。それを年金事務所単位で見ますと、前年度では全ての年金事務所、三百十二か所で低下をいたしておりますけれども、この二十二年度につきましては約二割、六十か所の年金事務所が前年よりは納付率が向上、上昇しているということになっております。また、低下幅でございますけれども、二十一年度の低下幅は二・一ポイントの低下でありまして、二十二年度の低下幅は〇・七ポイントということで、その低下幅については三分の一程度になっておりまして、この低下傾向には歯止めが掛かりつつあるというふうに認識をいたしております。

したがって、今後はこういうこの低下傾向、これをしっかりと確実なものというふうにしていかねばなりません。そのためには、まず保険料を納めやすい環境整備ということで、例えば口座振替とか、あるいはコンビニでの納付、あるいはクレジットカードでの納付の推進とかいうようなことの環境整備を整えていきたい。そしてまた、納付が困難な方への免除の勧奨など、きめ細かい対策を一層力を入れて年金機構を指導してまいりたいと、このように考えております。

○山本博司君 是非ともお願いをしたいと思っております。
私、四国・中国地域を回っております。特に離島とかへき地に参りますと、島民の方、住民の方との懇談会をやりますと、必ず年金の相談というのが大変多いわけがございます。特にこうした離島とかへき地の方々の年金相談の充実というのは、大変私も回っておりますが実感をしておりまして、日本年金機構では出張相談ということをして

おるわけですが、現実的にはこういう離島等はほとんどなくて、本土に行つてその本庁で受けてくださいというケースがございます。やはり、そうした地域におきましてもこの年金相談を行っていく。

ちょうど瀬戸内海には済生丸という医療の船がございまして、四県、島々を回っております。今、社労士会の方々がこの済生会の方と一緒に年々年金相談をしていこうというふうな相談も進められているところでございます。ただ、コスト的にはなかなかその負担が掛かってくるということで、こうしたコスト面に関しましてやはり支援をしていただきたいということも様々要望を受けております。

こうした離島、へき地での年金相談の充実ということに関しまして、御見解をお聞きたいと思っております。

○政府参考人(石井信芳君) 離島あるいはへき地、こういった地域、お住まいの近づくに年金事務所がないということで、住民の方々への年金相談の実施、大切な課題であると考えております。

取組といたしましては、まず、年金事務所の職員あるいは年金機構から社会保険労務士会に委託をさせていただきまして、その委託を受けていただいた社労士さん、こういった年金事務所職員や社労士さんによる市町村の出張所や公民館を活用した出張相談、これを現在実施しております。あるいは、日本年金機構では年金相談のコールセンターも設けておりますので、もちろんお電話でお問い合わせいただくということにも応じておるところでございます。

この社労士会への委託というのを先ほど触れましたけれども、当然、業務をお願いする以上、その経費についてはお支払いをするということでやっておりますが、具体的には厚生労働省で予算措置をいたしましたものを日本年金機構に交付金という形で交付しておりますが、その中でこういった社労士会への委託による年金相談事業に要する費用、これも手当てをしておるところでございます。

○山本博司君 是非とも、日本全国、こういう平等な形で年金相談の充実をお願いをしたいと思っております。

この無年金・低年金者対策といえますのは、平成二十年の十一月二十七日に、自公政権時代でございますけれども、取りまとめられました社会保障審議会年金部会における中間的な整理の中で方向性が示されておりました。その中の一つとして今回の改正になっている保険料の二年から十年への追納期間の延長も示されたわけでございます。これ以外にも、国民年金の適用年齢の見直しや国民年金の育児期間中の保険料免除など様々な提案があり、納付率の向上に重要な提案があったと考えているわけですが、今回の改正には含まれておりません。これはなぜ含まれていなかったのかという点が一点。

また、基礎年金の受給資格期間の見直しに関しまして、我が国の現行制度は二十歳から六十歳までの四十年間の保険料の納付義務が課されております。そのうち二十五年度の保険料納付で基礎年金の受給資格期間を満たすこととなりますので、この受給資格期間が一定の年金額を保障するという最低保障的な機能があらわれるものの、受給資格期間、これを満たさない場合は一切受給できないという、こういう問題もございました。そこで、この受給資格期間、十年程度に短縮をして、納付した保険料はできる限り年金給付に結び付けられるようにすべきであるという意見も先ほどのこの中間的整理の中に指摘をされております。

公明党も、昨年の参議院選のマニフェストの中でこの基礎年金の受給資格期間の見直しについて提唱してまいりました。この基礎年金の受給資格期間の見直しに関しましてどのように政府は考えているのか、また今回の改正に盛り込まなかった理由も含めましてお示しをいただきたいと思っております。

○副大臣(大塚耕平君) 二点御質問をいただきました。まず一点目は、平成二十年の十一月の社会保障

審議会年金部会における様々な指摘がありましたものをその一部しか今回盛り込まなかったのはなぜかということでございます。

無年金・低年金問題への対応は私も大変重要だと思っておりますので、その当時御提示いただいた懸案については順次対応をさせていただきたいと思っておりますが、今回は昨年三月に提出したこの法案、昨年三月時点で提出をしておりますので、まずは納付可能期間を十年に延長するというのを盛り込ませていただいたということでございます。

それから、二番目に御質問をいただいた受給資格期間二十五年度の短縮でございますが、これにつきましては、六月三十日に決定をいたしました社会保障・税一体改革の案の中でもやはりこの問題を指摘をさせていただきまして、今後、社会保障審議会年金部会を八月にも立ち上げまして、制度化に向けた具体的な議論を進めさせていただきます。

六月三十日の案に至る過程でも何度かお示しをした文書の中には、社会保障制度は継続性が必要であるために、政権交代前に自公政権下でお示しをいただいた報告書等を継承しつつ、しかし今度私どもの新しい考え方もそこに加味しながら一体となつてしっかりと改革を進めさせていただきたい旨申し上げておりますので、この受給資格期間の短縮については、とりわけ見解の一致しているところでございますので、しっかりと対応させていただきたいというふうに思います。

○山本博司君 是非その点は推進をしていただきたいんですけれども、一休民主党はこの二年間何をやってきたんでしょうか。年金に関しまして一番力を入れたはずじゃないんでしょうか。それがこの改正の中にも、また今後出す中にも含まれていない。

このマニフェストに関しまして、先ほど石井委員からも指摘ございました。民主党は、このマニフェストの政策、主要政策、ことごとく破綻をしている、国民の約束をほごにしているというこ

とが明らかでございます。この税と社会保障の一体改革でも明確な年金改革の姿を示しております。年金改革における年金の一元化、最低保障年金の金額税方式、一体民主党の主張はどこに出ているんでしょうか。

この年金の改革案、このことに関しまして、大臣、お示しをいただきたいと思っております。

○国務大臣(細川律夫君) 新しい年金制度につきましては、私どもは、所得比例年金と最低保障年金、これを組み合わせまして一つの公的年金制度にいたしまして、全ての国民の皆さんが加入する、そういう方向性を目指しております。これは、今の年金制度を抜本的に改革をする、こういうことでありますから、これには国民の皆さんの合意が不可欠でございます。

また、自営業者も含めます一元的な制度を実現をする、そのためには、一つには、社会保障と税にかかわる番号制度、これをまず導入、定着させなければいけないということ、また、そして歳入庁の創設など、税と社会保障の保険料、これを一体的に徴収する体制の構築など、そういう環境整備が必要でございます。

こうしたことから、今般の改革案の成案では、新しい年金制度につきましては、方向性と骨格を示しまして、国民的な合意に向けまして議論と環境整備を進めて実現に取り組むことといたしているところでございます。与党の民主党におきまます検討状況なども見ながら、政府として引き続き必要な検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○山本博司君 具体的な年金制度の工程が全く見えていないわけですね。スケジュールも明確でないわけです。ですから、先ほど大塚副大臣、この年金に関しましては政争の具にしたくないということを書いていらしたけれども、今まで政争の具にできたのは民主党じゃなかったんでしょうか。ですから、その反省に立って、この年金制度に関しましては推進をしないというふう、そういう表れだと私は受け止めたわけござい

いますけれども、最後に大臣、この基礎年金の国庫負担割合維持のための財源確保策、最後にお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(細川律夫君) この基礎年金の国庫負担二分の一につきましては、これは、二十三年度の当初予算につきましては、臨時財源をしてこれを維持する、こういうことになっておったところでございます。しかし、三月十一日、震災が起こりました。したがって、第一次の補正予算にその財源を充てる、こういう応急的な措置をいたしまして、この二分の一の財源が確保できなくなったところでございます。

私どもとしては、これについては本当に残念でありましたけれども、この年金財政への穴埋めは早急にしなければいけないというふうに思っております。現在はこの二分の一を確保するための法案を提出させていただいておりますけれども、今度の三次の補正予算、これが組まれる、そのときに、震災の復旧のために使った二分の一の財源についてはこれを返してもらう、年金の特会の方に返してもらうという、そういう要請を強く今いたしております。

いずれにいたしましても、委員が御心配のように、年金財政が不安定にならないような、これは私としても最大の力を入れてこれを戻して、また、そのために最大限の努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○山本博司君 以上です。ありがとうございます。

○川田龍平君 みんなの党の川田龍平です。

国民年金改正法案の審議ですが、国民の健康を害する危険性のある重大な事例が発生していますので、まずは化粧品と医薬部外品の流通規制について質問させていただきます。

医薬部外品として茶のしずく石鹸という石けんが販売されています。この茶のしずくはテレビコマーシャルや新聞のチラシなどによって重点的に宣伝がされ、美容目的、具体的には、染みが気にならないとか、私にはこれがないといった宣伝

文句で消費者の心をくすぐり、販売拡大を続けてきたようです。

この茶のしずくですが、例えば株式会社悠香製造のものでは、平成二十二年十二月七日以前出荷分の製品について小麦加水分解物による重篤なアレルギーが報告されています。新しい製品は問題の小麦加水分解物は含有されていないと聞いています。この問題は非常に大きな問題を抱えていると思います。

まずは、このような化粧品や医薬部外品の広告規制について政府の見解を求めたいのですが、今回の事例では、根本的な問題として、こうした医薬品とおぼしき製品の広告が野方図になっていることがあろうと思うのですが、もちろん薬事法によって医薬部外品や化粧品の誇大広告は規制されているのですが、法律が規定する誇大広告の定義が曖昧ではないでしょうか。茶のしずくのCMなどを拝見する限りでは、例えば染みが気にならないとかあたかも皮膚に優しいようなイメージ広告をしても、それは誇大広告でないとすると消費者はほとんどミスリードされてしまうと思います。結果的には、今回のような事故が起こってから広告の問題があつたのではという話をして、傷つくのは何も知らなかった消費者だということになります。

消費者の使用安全という観点から、行き過ぎた広告の在り方について岡本政務官の答弁を求めます。

○大臣政務官(岡本充功君) 今御指摘がありました保健衛生上の危害を防止するため、薬事法においては、一般消費者に医薬品等の効能、効果や安全性について誤った認識を抱かせる広告を虚偽又は誇大な広告として禁止しております。これは昭和五十五年十月の薬務局長通知で通知をしている医薬品等適正広告基準というのに書いています。いかなる表現が虚偽又は誇大な広告に当たるかは、この局長通知において表現を示すなど基準の明確化を図っているところではございますが、議員御指摘の今回の案件につきましては、福岡県

においてこの基準を踏まえてその広告内容について指導を行ってきたところだと承知しております。

今後とも、こういった都道府県の取組にしっかりと連携をして、我々も、問題のある広告、しっかりと指導、取締りに努めるということが重要だと思っております。業界団体の自主的な取組にもしっかりと我々はコミットしていかなくちゃいけないと、こういうふう考えております。

○川田龍平君 この茶のしずくが引き起こしたこの副作用事例は、製品に含まれていた小麦加水分解物によって小麦依存性運動誘発アナフィラキシーが誘発された副作用被害を生んだものでした。問題となったこの小麦加水分解物がたまたま副作用については、二〇一〇年十二月の日本皮膚科学会誌でもその危険性が指摘されております。また、厚生労働省も、それに先立つ二〇一〇年の十月という早い段階で、「小麦加水分解物を含有する医薬部外品・化粧品による全身性アレルギーの発症について」というプレスリリースを発表しています。

このように早い段階で当該物質に危険性があると周知されているにもかかわらず、企業の自主回収が徹底されていないのか、本年の五月に至っても厚生労働省が「小麦加水分解物含有石鹸「茶のしずく石鹸」の自主回収について」という報道発表をするほどに、対策が後手後手に回っている印象を受けます。

当該業者は主に通信販売を利用して茶のしずく石鹸を販売してきたと聞いていますが、本来は購入履歴管理や顧客管理がしっかりとされているはずの通信販売であっても、このように自主回収がうまくいっていません。政府の規制改革会議などでは通信販売は購入履歴管理がしっかりとされているので対面販売よりも優れているというように見解を示していますが、今回の事例を見る限りでは通信販売の方が優れているとは言えないのではないのでしょうか。

また、今回のような重篤な副作用事例が生じた

としても、医薬部外品及び化粧品製造販売業者には厳密な意味で副作用報告義務がありません。医薬部外品であっても重篤な副作用が起り得るわけですから、現行法にある文献などの報告があった事例にのみ副作用を報告させるというような緩い報告義務ではなく、もう少し副作用情報を円滑に報告させるような体制づくりを考えてもいいのではないかと思うのですが、医薬部外品や化粧品について今後の規制の在り方について、通信販売や報告義務という観点から医療の専門家である岡本政務官に答弁をお願いします。

○大臣政務官(岡本充功君) 今御指摘のとおり、通信販売であつたということもあり、事実関係をお話をしますと、購入履歴が残っているという点で、この購入履歴に基づいて二回メール登録している顧客に対してメールを送付したり、また購入者全員に対してダイレクトメール、これはがきですけれども、これ二回送付をしていると、こういうことではあります。御指摘のとおり回収対象の九百万個のこの悠香の石鹸ですが、これのうち三十万個が回収されていて、薬用フェイソソープについては回収対象数量四千万個に対して約十二万個の回収にとどまっているというのがあります。もちろん、消費をされてしまったというものもありますが、御指摘のとおり、なかなか売った分全部回収するというのは当然消費されていることもありまして難しいところがありますし、こういった履歴があることを通知ができていて、この事実であるが、今回、厚生労働省として、既に小麦を加水分解した成分を含有した製品の使用者に対して、運動誘発のアレルギイが起り得る可能性について平成二十二年の十月十五日にお知らせをしたところでありまして、このときは様々な加水分解物を含んだ製品がありましたので全般について御指摘をし、そして特定の商品というのは御指摘のとおりその後になつたわけでありまして、こういったいろいろな様々な情報があつたときにどのようにしていくかというのは非常に課題があると思つていま

す。

今御紹介をいただきましたように、今、現行は、医薬部外品については人体に対する作用が緩和なものが多いということで一件ずつその副作用報告を求めるということはおしてありませんし、より予防的に、有害な作用を発生させるおそれがあることを示す研究報告を知ったときには報告しなければならぬというふうになつていて、この報告がしつかりと上がつてくるようにすることが重要だと思つておりまして、指導を徹底していきたいと考えております。

○川田龍平君 この化粧品や医薬部外品でも、今回のような重篤な副作用情報を企業が入手したら国に報告を求めるべきではないかと思いますが、是非、医療のプロであり、かつてヒポクラテスの誓いを胸に誓つた岡本政務官にお聞きしたいのは、学会などの文献が出るまで企業は情報を入手していてもどこに報告しなくてもよいと本当に政務官はお考えでしょうか。

○大臣政務官(岡本充功君) 一般的な医薬部外品のお話だと理解をしますけれども、一般的な医薬部外品に關しましては、先ほどお話をしましたようにその作用が緩徐なものが多いというのは事実でありますし、一件一件全部報告をさせるということについてはその物理的な限界もあるということに考えています。

○川田龍平君 ただ、今回のような事例で、結局文献として学会などで上がったものでなければ副作用として報告として上がつてこないということでは問題だと思つていますが、こうした企業に副作用情報が上がつてきたものをより簡便に上げていくための制度改正、省令改正や法改正が必要ではないかということですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(岡本充功君) この事例に今度限定をして、先ほどは全体の話です、この事例に關していえば、企業もどうやら少し事前にそういう情報を得ていたようであります。

厚生労働省もそういう情報を得て、昨年の十月にはかの製品も含めて全体に注意喚起をするとい

う措置をとつていてということも御理解をいただきましたと思ひますし、御指摘のように、もちろん運動誘発アレルギイでアナフィラキシーを起こして、最終的には場合によっては死に至る方も出ないとも限らないという事例でありますから、その出でた症例の重篤度に合せて企業がどのように対応していくかということもあろうかと思ひますが、我々としては、そういう得られた情報をしっかりとフィードバックしていく、現場にフィードバックしていくということが重要だということに考えています。

○川田龍平君 是非、徹底してこういった情報を厚生省が上げてもらえるようにちゃんと制度改正をしていただきたいと思ひます。次に、災害関連死について一問だけ質問いたします。

月曜日の予算委員会でも平野復興担当大臣に質問させていただきましたが、関連死の調査について、いずれきつちり政府が調査をし把握するとの答弁をいただきました。阪神大震災時は十年たつてから調査をしたとのことですが、それでは遅過ぎます。災害関連死については、災害弔慰金との関連で市町村や都道府県で認定され支給されることになりましたが、東日本大震災においてこれまで認定された県別の人数、認定の方法、認定機關於いてはしっかりと国が把握する必要があります。震災後四か月半以上たつていますが、いまだに国が把握していないのでしょうか。把握しないままではいけません。政府の見解を伺ひます。

○副大臣(大塚耕平君) 災害弔慰金とも絡めて今御質問をいただきましたが、まず、災害弔慰金は、災害弔慰金が支給された件数について全体を把握しておりますので、その中で災害関連死も対象になつていくものというふうになります。ただ、災害関連死そのものについての調査は現状ではしっかりと行われているわけではございませんので、対応させていただきますと思ひます。

○川田龍平君 ありがとうございます。是非よろしく願ひします。

そして、生活再建支援法の支援金は原子力災害のみによる避難は対象となつていませんが、この災害弔慰金の支給に關してはこうした区別がなされるべきではありません。原子力災害に伴う避難の過程でお亡くなりになつた方に災害弔慰金は支給されるのでしょうか。政府の見解を伺ひます。

○大臣政務官(岡本充功君) それは、自然災害に關しまして、どのような災害であれ、いわゆる弔慰金をお支払いするということです。自然災害の種類を問はず、そして県内、県外の避難の状況を問はず、こういった弔慰金の対象になるというふうには御報告したいと思ひます。

○川田龍平君 この七月二十二日までに共同通信の仙台支社が集計した結果によると、この災害関連死の可能性があると審査対象となつた人が被災三県で約五百七十人になるということです。このうち弔慰金が支給されたのは三十三人にすぎず、認定基準が市町村によつて違つたために、同様の事例で審査結果に差が出た場合住民から抗議が出かねない自治体が懸念を示しており、訴訟に発展する可能性も高いです。裁判となれば、行政にも被災者にも大きな負担が掛かります。

阪神大震災では約一五%が関連死、二〇〇四年の新潟県中越地震では六十八人中五十二人が関連死とされておりますが、今回の震災では死者、行方不明者が二万人を超える中、審査対象者が五百七十人だとすれば僅か三%です。関連死の認定が厳格になるのではないかと懸念してしまふような数字ですが、災害ごと、市町村ごとに大きな差異があつた場合、それが被災者にとつて納得できる説明ができるかどうか、そこが重要だと思ひます。国が一定の基準を示すなど何らかの配慮が必要になるのではないかと思ひますが、政府の見解を願ひいたします。

○副大臣(大塚耕平君) 国が一定の基準を示すということは、率直に言つてかなり難しいと思ひます。しかし、今回の大震災の後にお亡くなりになつた方々の数というのは把握できるわけでご

ございますので、その中で災害関連死という認定をされる方がどのぐらいいらっしゃるか、これは先ほど申し上げましたとおり、把握をできますし、またしなければならぬと思っております。

それに先立って、各市町村ごとに災害関連死はこういう考え方に当てはまった方がそうだということを一律に今決め切れるかというところ、率直に言つて難しいと思いますが、先生御指摘のとおり、自治体も大変そこは苦慮するところだと思ひますので、一度意見交換等はしてみたいというふうには思っております。

○川田龍平君 阪神・淡路大震災のときの経験ですとか中越地震の経験ですとか、そういったものをしっかりと生かしていただいて、これをしっかりと今回の震災でも生かしていただきたいと思ひます。

それでは、本日議題となっております国民年金法の改正について質問させていただきます。

国民年金保険料の納付率が六〇％を切っている現状ですが、今回、保険料の納付期間を二年から十年に延長をされることによって、ただだけの方が保険料を納めるようになるのか、また無年金の状態に置かれていた方がどれだけ救済される可能性があるのか、そうした分析なしに制度をころころ変えては信頼ある年金制度を確立できないのではないかと思います。

例えば、追納期間も十年以上にすればもっと収納状況が改善されたり無年金の方が減ったりする可能性があるのかどうか検討されてもよいのではないかと思います。政府の見解をお伺いします。

○大臣政務官(岡本充功君) 先ほどもちよつと御議論がありましたけど、十年以上にしたらどうなのかとか、後からまとめて利息を付けて払うんだからいいじゃないかという御議論もあるのかもしれないんですが、それだけじゃなくて、やっぱり年金というのは、実は、こういったこつこつ真面目に納めてきた人、そして将来に備えてきた人がやはり社会保障を担っているという、そういう仕組みでありますから、そういう制度を含めてやはり本

来の在り方を考えると、なかなか一遍に全部払つたからそれでいいというわけにもいかないと思ひますし、もう一つ、年金で大事な点は、こつこつ毎月毎月払つてきても、五十九歳で亡くなつてしまつと実はお金が出ないんですね。ところが、最後にどんと払えばお金がもらえるといへば、五十九歳になった途端に全員金額はどんと払えば六十歳からお金もらえるという仕組みになるのでは、やはりこれは若干不公平感がある。

そういう意味でなかなか、全部一遍に払えばいい、こういうものにはならないということを前提にした上で、これまで既に様々な制度、例えば法定免除、申請免除、学生納付特例制度、それから若年者納付猶予制度などで、低所得などで保険料の納付が困難な方、免除の仕組みを設け、その後経済力が回復した場合には追納という仕組みも取ってきました。そういう制度を活用されている方も一方でいらっしゃるということも十分我々は認識をしながら、今回のこういった法案の提出をさせていただいたところでありまして、委員にも是非御理解をいただきたいと思ひます。

○川田龍平君 今回のこの追納期間が十年に延長されるのは三年間の時限措置ですが、今までも国民の制度の理解が十分でない状況で、しっかりとした周知徹底をしなければ、改正されたことを多くの国民が全く知らないままに三年が経過してしまふことだって考えられます。日本年金機構や市場化テストで民間企業が行っている督促の際も、丁寧な国民への制度の理解を進め、進んで保険料を払いたくなるようにしなければなりません。

ここまで国民が年金制度を信頼できなくなり、国民が期待していたのと全く逆に民主党政権になってますます混乱している現状で、国民への制度の理解の進め方や保険料収納の進め方に抜本的な改革が必要ではないかと考えますが、政府の見解を伺います。

○大臣政務官(岡本充功君) 確かにおっしゃるとおりで、どういふふうに周知をしていくかというのは大変重要な課題です。それで、例えばパンフ

レットを作つたり、ホームページを作つたりというようなこともやっていますが、それだけではなくて、今回、これ十年という追納期間を認めるわけですから、十年たつと、この法案でも、法律が成立をさせていただいた晩でも、追納ができなくなつてくるわけなんです。したがつて、十年に近いところで未納期間がある方に対して優先して対象者にお知らせを送付するということをして、こういった、いわゆるもう間もなく、この法律が成立をしても追納できなくなつてしまふ方に特別にお知らせをするようなシステムの開発をしたいというふうにも考えていますし、先ほども大臣の方から御答弁をさせていただきましたけれども、どのようにしていわゆる未納問題に対応するか、納付率を上げるかという対策、また、一度いわゆる免除を受けた学生の方など、今、現状は大体一割の方が後ほど、経済的に納めることができるようになったからでしょうけれども、納められているというデータもありません。こういった割合を高くしていくという努力も必要なんだろうと思ひます。

そういう意味で、負担能力がありながら納付をしない高所得者への強制徴収と併せて、免除対象となり得る低所得者の皆さん方への周知とともに、こういったいわゆる制度改正に当たつての周知を徹底していきたいというふうに考えております。

○川田龍平君 最後に、細川大臣に伺います。

おととい細川大臣は、B型肝炎訴訟の解決のため増税の方で検討する旨を財務大臣と協議されたと聞いています。さらに、今日の日経新聞の記事によりますと、B型肝炎で救済基金が一兆円、政府方針、増税で七千億円手当てするというふうなことの見出しのこの記事も出ていますが、また震災でも臨時増税が必要、さらには税と社会保障の一体改革でも増税と、トリプル増税案がめじろ押しで、しかもどれも行く末が見えないままの現状です。そんな状態で国民がこの日本の年金制度を信頼できるはずありません。

大臣はどのように国民に信頼される年金制度を

つくり上げ、国民に理解される説明をされるおつもりなのか。こんな状態で命が最優先される社会を実現できるのかどうか、是非御自身の言葉で国民に届くように、これお答えください。

○国務大臣(細川律夫君) 今、この公的年金制度、これによって高齢者の収入の八割を年金で占めております。また、年金だけで、その収入だけで生活をしている、これが六割もおられます。そういう意味で、年金制度をしっかりと、持続可能なものとしてしっかりと運営をしていかなければというふうに思っております。

それには、やはり財源の問題もございまして、年金制度をしっかりと改革もしていかなければというふうに思っております。そのときには、やはり国民の皆さんに理解をしていただくためには、国民的な議論そしてまた国政の中、国会の中でもこの議論もしていただかなければというふうに思っております。

そういう過程を経て、国民の皆さんにこの年金制度をしっかりと維持していく、持続可能なものとしていく、こういうものにしていくためにしっかりと私も取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○川田龍平君 最後に、B型肝炎については、増税による救済というものはB型肝炎患者の人たちに対してやっぱり非常に大きな負担になるということ、これだけは絶対にしていただきたいくないというふうに訴えて、最後に、終わります。

○委員長(津田弥太郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、中曽根弘文君が委員を辞任され、その補欠として衛藤晟一君が選任されました。

○委員長(津田弥太郎君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について足立君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。足立

信也君。

○足立信也君　ただいま議題となっております国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会を代表して、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これよりその趣旨について御説明申し上げます。

修正の要旨は、この法律の施行期日を「平成二十三年四月一日」から「公布の日」に改めるとともに、国民年金保険料の納付可能期間の延長に関する規定の施行期日を「平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日」から「平成二十四年十月一日までの間において政令で定める日」に改めるほか、所要の規定の整備を行うものであります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（津田弥太郎君）　これより原案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○田村智子君　日本共産党を代表して、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

確定拠出年金制度導入に当たり、我が党は、年金の運用リスクを労働者に転嫁し、高齢者の所得を不安定にしてしまう、企業の運用責任と拠出責任を軽減し、年金資産を景気対策に利用するものであることなどを理由に反対しました。

現に加入者の相当部分が元本割れをしており、老後保障を不安定にしています。労働者のマッチング拠出を認め運用資産を拡大することは、景気対策として年金資産を更に金融・証券市場に動員しようというものです。高齢期の所得の確保どころか、更に退職後の生活を脅かしかねません。

また、法案によれば、年金機構に加えて厚生年金基金や企業年金連合等が住民基本台帳ネットワークにアクセスできることとなります。既に、企業年金連合等は年金機構を通じて住民基本台帳の情報を得ることができ、このような改定は必要ありません。住民基本台帳ネットワークへ直接アクセスできる者を増やすことは、情報漏えいや不正利用の危険性を高めることとなります。

なお、保険料納付可能期間を二年から十年に延長する等の国民年金法の改正は、無年金、低年金問題の防止、救済となるものであり、賛成です。衆議院による修正は、これを時限的措置とするもので、救済対象を狭めることになり、政府原案どおりとすべきです。

最後に、本法案は、高齢期の所得の確保をうたいながら、現に高齢期の所得保障にとって最大の問題である無年金、低年金の抜本的な解決にはなりません。国際的に見て余りにも長い最低加入期間二十五年の短縮、最低保障年金の創設、基礎年金の底上げなど、国民の年金受給権と生活保障への改正を求め、討論を終わります。

○委員長（津田弥太郎君）　他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、足立君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田弥太郎君）　多数と認めます。よって、足立君提出の修正案は可決されました。次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田弥太郎君）　多数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

この際、藤井君から発言を求められておりますので、これを許します。藤井基之君。

○藤井基之君　私は、ただいま可決されました国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、国民年金保険料の納付可能期間の延長を時限措置としたことに鑑み、事後納付の対象者や対象期間を分かりやすく説明し、できる限り多くの者が事後納付できるよう本措置を広報するとともに、本来、納期限までに保険料を納付することが原則であることを周知徹底すること。

二、低所得者に対する保険料免除制度の周知・勧奨のほか、保険料徴収対策等を徹底することにより、将来の無年金・低年金者の発生防止に万全を期すること。

三、責任準備金相当額の納付の猶予を受けている総合型の厚生年金基金について、設立事業所の事業主の一部が事業を廃止した場合の他の事業主の負担の在り方について、厚生年金本体に与える影響、事業主の事業継続の確保の観点等を踏まえつつ、検討すること。

四、第三号被保険者の記録不整合問題について、速やかに必要な対応策を講ずるとともに、記録不整合問題の再発防止策を徹底すること。右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（津田弥太郎君）　ただいま藤井君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田弥太郎君）　全会一致と認めます。よって、藤井君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、細川厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。細川厚生労働大臣。

○国務大臣（細川律夫君）　ただいま決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長（津田弥太郎君）　なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（津田弥太郎君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

〔参照〕

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正

案

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

援するための国民年金法等の一部を改正する法律
(平成二十三年法律第 号)の施行の日(以下この条及び次条第二項において「平成二十三年年金確保支援法施行日」という。))に、「同日」を「平成二十三年年金確保支援法施行日」に改め、
「平成二十三年四月一日」に、「を」を「平成二十三年年金確保支援法施行日」に、「に」に改める。
第二条のうち附則第三十四条の改正規定中「平成二十三年四月一日」を「平成二十三年年金確保支援法施行日」に改める。
附則第一条中「平成二十三年四月一日」を「公布の日」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「平成二十四年四月一日」を「平成二十四年十月一日」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。
附則第二条第一項中「前条第四号」を「前条第三号」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「平成二十二年法律第 号」を「平成二十三年法律第 号」に改める。
附則第三条中「附則第一条第一号に掲げる規定」を「この法律」に、「同法附則第七条の三の二各号」を「同条各号」に改める。
附則第四条中「附則第一条第六号」を「附則第一条第五号」に、「平成二十二年法律第 号」を「平成二十三年法律第 号」に改める。
附則第五条中「附則第一条第六号」を「附則第一条第五号」に改める。

平成二十三年八月十日印刷

平成二十三年八月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P